

2023年4月1日  
株式会社 藤商事

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備をおこなうため、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日

### 2. 取組内容

**目標1「育児休業の期間について、法を上回る『子が3歳になるまで取得可能』となるよう規定を整備し、育児休業からの復職率100%を目指す」**

<2023年4月～>

- ・ 保育園に入所できない等の特別な事情がある場合、育児休業を子が3歳になるまで取得できるよう、規定の整備に着手する。

**目標2「採用する労働者における女性労働者の割合を20%以上とする」**

<2023年4月～>

- ・ 採用活動における求人媒体等とおして、女性が活躍できて育児と両立しやすい職場であることの積極的広報をおこなう。

以上